

連結財務諸表作成の基本となる事項

当社は米国で一般に認められた会計原則（会計原則審議会の意見書、財務会計基準審議会の基準書等）に基づいて連結財務諸表を作成している。

主要な会計方針

1．有価証券の評価基準

米国財務会計基準書第115号に規定する売却可能証券に分類される負債証券投資及び持分証券投資は移動平均法に基づく低価法、上場及び店頭登録以外の株式投資は移動平均法に基づく原価法によりそれぞれ評価している。実現損益は、移動平均法により算定している。

2．棚卸資産の評価基準

棚卸資産は低価法によって評価しており、原価は、製品・半製品・仕掛品については個別法または移動平均法により、材料については概ね移動平均法によっている。

3．有形固定資産の表示及び減価償却の方法

有形固定資産は取得原価によって表示しており、有形固定資産の減価償却は主として定率法によっているが、一部の資産は定額法によっている。

4．法人税等

連結財務諸表あるいは税務申告書に含まれる取引により発生すると予想される将来の法人税等に係る、連結財務諸表作成基準と税務申告書作成基準との一時的差異等に起因する繰延税金資産及び負債の認識を資産負債法により行っている。繰延税金資産及び負債は、それらの一時的差異等が解消されると見込まれる連結会計年度の課税所得に対して適用される税率を使用して測定している。税率変更による繰延税金資産及び負債への影響は、その税率変更に関する法律の制定日を含む連結会計年度の損益として認識している。